

鶴岡市新規学卒者等採用活動支援事業補助金交付要綱

平成31年4月1日告示第214号
改正 令和2年3月31日告示第245号
改正 令和3年3月31日告示第150号

1 目的及び交付

市長は、若者の地元回帰を促進するため、就職情報サイト等を活用した採用広報活動に取り組む市内の中小企業事業主に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就職情報サイト 主に新規学卒者や地方就職希望者を対象に企業情報や採用情報の提供を目的として開設されたウェブサイトをいう。
- (2) ウェブ活用型合同企業説明会 主に新規学卒者や地方就職希望者を対象にしたパソコンやタブレット端末等を通じて視聴可能なオンライン上で開催される合同企業説明会をいう。
- (3) 中小企業事業主 資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業所については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業所については1億円）を超えない事業所又は常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業所については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業所については100人）を常態として超えない事業所を市内に有する者をいう。

3 交付対象者

補助の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する事業主（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 中小企業事業主又は市内に事業所がある個人事業者であること。
- (2) 就業場所が市内の正社員求人を行っていること。
- (3) 風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の事業所、暴力団に該当する事業所、政治団体に該当する事業所又は宗教団体に該当する事業所ではないこと。
- (4) 雇用保険の適用事業者であること。
- (5) 市税等に滞納がないこと。
- (6) 前各号に掲げる事業所のほか、市長が不相当と認める事業所でないこと。

4 補助対象経費及び補助金の額

補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるところとする。ただし、国、県その

他地方公共団体の補助金その他の金銭の交付を受ける場合は、当該交付金の額を対象経費から除くものとする。

5 交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は補助事業を行った年度の3月31日のいずれか早い日までに、鶴岡市新規学卒者等採用活動支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、規則第21条の規定により、規則第3条に規定する事業計画及び収支予算書の添付を省略することができる。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 補助事業を実施したことが分かる書類
- (3) 事業に要する費用が分かる書類の写し
- (4) その他市長が必要とする書類

6 補助金の額の確定の省略

市長は、規則第21条の規定により、前項の交付申請書兼請求書の提出をもって規則第13条の規定による実績報告があったものとみなし、規則第14条の規定による補助金の額の確定を省略することができる。

7 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4項関係）

1 補助対象経費	2 補助金の額	3 補助限度額
<p>4月1日から翌年3月31日までに実施する次の経費。ただし、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外する。</p> <p>(1) 就職情報サイトでの正社員求人情報掲載・動画配信に係る経費。ただし、過去に当該経費に対する補助金の交付を受けた補助事業者は対象外とする。</p> <p>(2) ウェブ活用型合同企業説明会への出展料</p> <p>(3) その他ウェブサイトを活用した採用活動の強化にかかる経費で市長が特に認めるもの</p>	<p>対象経費の1/2以内の額とし、補助金の交付は、年度内1回限りとする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>1事業所あたり 20万円</p>